

徳島市地域公共交通協議会規約

（設置目的）

第1条 徳島市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「公共交通計画」という。）の作成に関する協議及び公共交通計画の実施にかかる連絡調整を行うため設置する。

（事業及び協議事項）

第2条 協議会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 公共交通計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 公共交通計画の実施にかかる連絡調整に関すること。
- (3) 公共交通計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事項

2 協議会は、前項の業務を達成するため、次の各号に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 地域の実状に応じた適切な地域の公共交通のあり方に関すること。
- (2) 地域の公共交通の利用促進に関すること。
- (3) 公共交通の確保及び向上のために必要なこと。
- (4) 協議会の運営方法に関すること。

（組織）

第3条 協議会は次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命し組織する。

- (1) 公共交通事業者
- (2) 道路管理者
- (3) 徳島県警察本部
- (4) 学識経験者
- (5) 地域住民の代表者
- (6) 徳島市
- (7) その他協議会が必要と認める者

2 委員の任期は3年とする。ただし再任を妨げない。

3 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第4条 協議会の会長及び副会長は、前条第1項の規定に基づき、委員となるべき者の中から選任する。

2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(会議)

- 第 5 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 3 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
 - 4 協議会は、必要があると認めるときは、会員以外の者に対して、資料を提出させ、又は、会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
 - 5 前 4 項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(軽微な事項に関する取扱い)

- 第 6 条 協議会において協議が整った事項についての軽微な事項の変更に関する取扱いについては、会長は書面による賛否を求めて、会議の決議に代えることができる。

(協議結果の尊重義務)

- 第 7 条 協議会において協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

- 第 8 条 協議会に提案する事項について、協議又は調整するため、必要に応じ協議会に幹事会をおくことができる。
- 2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務所及び事務局)

- 第 9 条 協議会は、事務所を徳島市幸町 2 丁目 5 番地、徳島市役所内に置く。
- 2 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。
 - 3 事務局は、都市整備部まちづくり推進総室地域交通課に置く。
 - 4 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
 - 5 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

- 第 10 条 協議会の運営に要する費用は、関係機関の負担金、補助金及びその他収入をもって充てる。

(監査)

- 第 11 条 協議会に監査委員を置く。
- 2 協議会の出納監査は、会長が指名する監査委員によって行う。
 - 3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第12条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(不測の事態への対応)

第13条 協議会の業務上において、不測の事態が発生した場合は、会長が事態の調査を行うとともに、徳島市へ報告し、報告を受けた徳島市が対応する。

(協議会が解散した場合の措置)

第14条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第15条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成21年3月23日から施行する。

この規約は、平成21年4月1日から施行する。